

# 和歌山市デマンド型乗合タクシー導入 ガイドライン



(和 歌 山 市)

# 令和5年10月

## 目 次

はじめに

■ デマンド型乗合タクシーを導入するために	1
■ デマンド型乗合タクシー導入検討の流れ	2
■ デマンド型乗合タクシー導入に向けての取組み	
1 導入検討の開始	3
2 概略運行計画の作成	4
3 需要調査と詳細運行計画の作成	5
4 地域の合意形成と導入申請	6
5 地域公共交通会議での合意	7
6 実証運行開始準備	8
7 実証運行開始	9
8 本格運行開始準備	10
9 本格運行開始	11

## はじめに

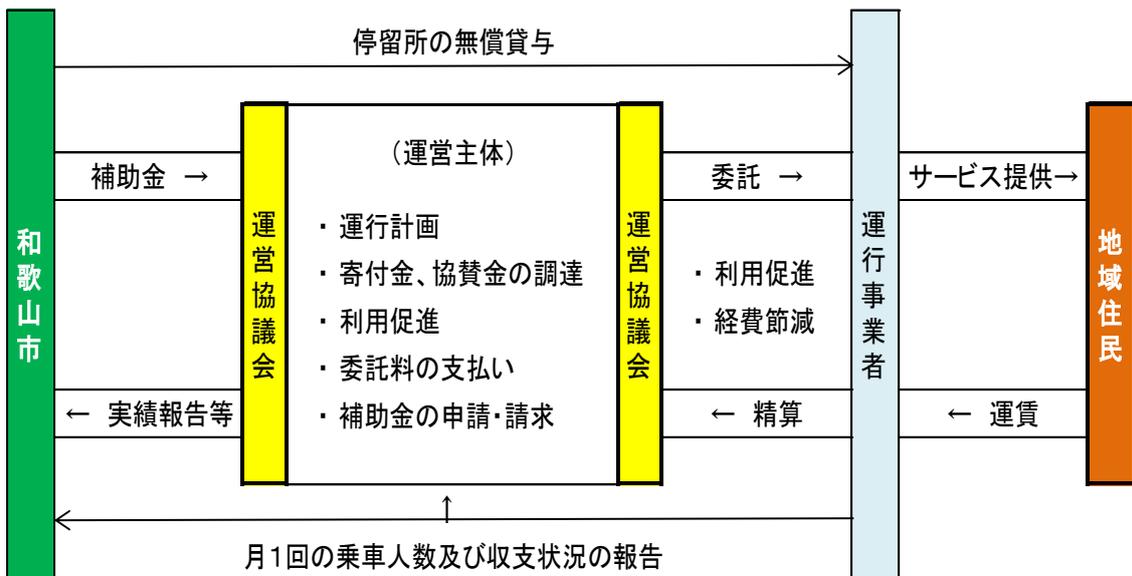
和歌山市では市内交通不便地域における地域住民の生活交通の確保を図るため、デマンド型乗合タクシーの導入検討を行っています。

デマンド型乗合タクシーは、セダン型やワゴン型のタクシー車両を使った乗合型の公共交通であり、人口密度が低いため需要が少なく、地域バスが運行できない地域の生活交通を確保するために運行するものです。

デマンド型乗合タクシー制度は本当にデマンド型乗合タクシーを必要と考える地域住民の皆様に対して市が支援する仕組みとなっているため、一定数の稼働率と1便当たりの平均乗車人数が確保できない場合は、その必要性が問われ運行継続ができなくなります。

地域の移手段として、運行を継続するため、「地域」「行政」「事業者」の3者がそれぞれの役割を担い、地域のニーズに合致した利用しやすいデマンド型乗合タクシーを運行していきましょう。

### 【三者協力体制イメージ】



## デマンド型乗合タクシーを導入するために

デマンド型乗合タクシーは、市内の交通不便地域における住民の皆様の移動手段を確保するためのものです。対象となる地域において、地域の問題をよく知る地域の皆様が主体となって、地域の実情に応じたデマンド型乗合タクシーの導入の検討を行っていただきます。その結果、次の点をすべて満たす場合には、デマンド型乗合タクシーの運行に向けた取組みが進められることになります。

### ① 地域住民等による地域組織の設立

#### <地域住民等とは>

デマンド型乗合タクシー導入対象となる交通不便地域に居住する住民及びその地域内で営業する企業・商店等の関係者を「地域住民等」とします。

#### <地域組織とは>

地域が主体となって事業を推進するために、地域住民等で組織する団体を「地域組織」とします。地域組織は、①地域の自治会と連携関係がとれること、②組織の運営や地域の意見反映に支障を来さない人数（概ね10人程度）かつ半数以上が地域住民で構成されていること、③組織の代表者が選任されていること、が必須要件となります。

### ② 「運行経路の考え方」に基づく経路の設定

#### 【運行経路の考え方】

■デマンド型乗合タクシーは交通不便地域を対象としていますので、原則、総運行経路に占める交通不便地域の割合（距離）を概ね25%以上とします。

【狭隘道路や高低差を含む地域については個別に判断します。】

■運行経路は交通不便地域と既存の鉄道駅又はバス停と結節する。

※運行経路の近隣に商業施設、病院、公共施設等がある場合は、これらを経由地として検討してください。

■既存バス路線との競合は避ける。

### ③ 「運行基準」に基づく運行計画の策定

【運行基準】運行計画の策定にあたっては、次の基準を遵守してください。

運行形態	区域型不定期運行
運行間隔	1日4往復を目安とし、予定運行本数や運行日については、地域の需要に合わせ柔軟に対応する。
運賃	有償運送（利用者が負担する1乗車あたりの運賃については、1乗車でのタクシー運賃と、乗り合わせによる人数等を考慮し、タクシー事業者と運賃について協議する。）
車両	交通事業者が所有するセダン型、またはワゴン型車両の使用を基本とする。
利用者登録【任意】	地域の実情に合せ、地域組織が利用者登録の有無を判断する。

※道路運送法「一般乗合旅客自動車運送事業」に該当する事業です。

### ④ 運行継続条件を満たす見込み

実証運行の結果等から、下記の運行継続条件を満たす見込みがあること。

【運行継続条件】 ※①と②の両方を満たす必要があります。また、起算日は運行開始日とします。

① 運行予定便数の5%以上稼働すること。

② 1便当たりの平均乗車人数が1.2人以上を満たすこと。

# デマンド型乗合タクシー導入検討の流れ

## 1 導入検討の開始（P3 参照）

- ①導入対象地域の確認
- ②地域組織の設立 ※地域組織：概ね10人程度（半数以上が地域住民）で構成。
- ③地域組織設立の届出 代表者を選任。

## 2 概略運行計画の作成（P4 参照）

- ①運行経路の設定  
交通不便地域が、総運行経路の概ね25%以上（距離）。既存の鉄道駅又はバス停と結節。商業施設、病院、公共施設等を経由。既存バス路線との競合を避ける。（「運行経路の考え方」に基づく、運行可能なルートの確認）

## 3 需要調査と詳細運行計画の作成（P5 参照）

需要調査に基づき、運行経路、運行便数、運行ダイヤ、停留所の位置、運賃、地域負担、採算性を含めた詳細運行計画を作成します。

- ①地域住民等を対象とした需要調査の実施
- ②詳細運行計画の作成

## 4 地域の合意形成と導入申請（P6 参照）

- ①運行計画についての地域の合意形成
- ②デマンド型乗合タクシー導入の申請
- ③市による申請書の審査

## 5 地域公共交通会議での合意（P7 参照）

- ①地域公共交通会議に提案
- ②地域公共交通会議での運行計画の検討
- ③地域公共交通会議での合意

## 6 実証運行開始準備（P8 参照）

- ①運行事業者の選定（市）
- ②事業許可申請（事業者）
- ③実証運行開始の周知（市・地域・事業者）
- ④停留所の設置（市・事業者）
- ⑤タクシー車両及び予約システムの準備（事業者）
- ⑥利用者登録手続き（地域）【任意】

## 7 実証運行開始（P9 参照）

- ①実証運行開始時期の設定
- ②利用促進活動の実施（市・地域・事業者）
- ③運行実績の報告（事業者）
- ④利用実態調査の実施（地域）
- ⑤本格運行移行への判断（市・地域）

## 8 本格運行開始準備（P10 参照）

- ①運行事業者の選定（地域）
- ②事業許可申請（事業者）
- ③本格運行開始の周知（地域・事業者）
- ④停留所の設置（市・事業者）
- ⑤タクシー車両及び予約システムの準備（事業者）
- ⑥利用者登録手続き（地域）【任意】
- ⑦補助金の受入れ準備（地域）

## 9 本格運行開始（P11 参照）

# 1 導入検討の開始

## ①導入対象地域であるかどうかの確認

導入検討を開始するためには、まず、お住まいの地域が市の定義する交通不便地域に該当していることが必要です。そして「デマンド型乗合タクシーの運行により交通不便地域が解消される」ことが前提となります。

■交通不便地域の定義（市が行う「デマンド型乗合タクシー補助」における定義）  
「既存の鉄道駅からおおむね1,000メートル以上及びバス停（※）からおおむね500m以上離れている地域」

※1日の運行便数が4便（2往復）以下の路線にある既存バス停は含みません。

## ②地域組織の設立

導入にあたっては、地域住民の皆様が主体となって検討し、取り組むことが前提となります。そのため、デマンド型乗合タクシー導入計画の検討や需要調査、実際の運行計画の策定までを市のサポートを受けて行う組織として「地域組織」を設立してください。

※地域の自治会とは連携関係を構築してください。

※組織の運営や地域の意見反映に支障を来さない人数（概ね10人程度）かつ半数以上が地域住民の構成員で構成し、組織の代表者を選任してください。

※なお、市は皆様の活動をサポートするとともに、事業に対し支援、補助します。

## ③地域組織設立の届出

地域組織が設立されれば、代表者は市に、地域組織設立登録申請書（和歌山市デマンド型乗合タクシー運営補助金交付要綱様式第1号）を提出してください。

これを受けて市は、まず地域組織と勉強会を開催し、公共交通の現状と課題や制度導入までの取組みについて説明を行い、地域が主体となって取り組むためのサポートをさせていただきます。

## 2 概略運行計画の作成

### ①運行経路の設定

地域組織により運行経路の検討を行ってください。デマンド型乗合タクシーの「運行経路の考え方」に基づき、**地域の実情に合った運行経路案を作成**します。必要があれば市の職員の派遣を行い、先進事例の紹介や助言をさせていただくこともできます。また、途中の経由地についても検討し、この段階である程度決めておきます。

※運行経路案を作成した段階で、和歌山市交通政策課に相談願います。

#### 【運行経路の考え方】

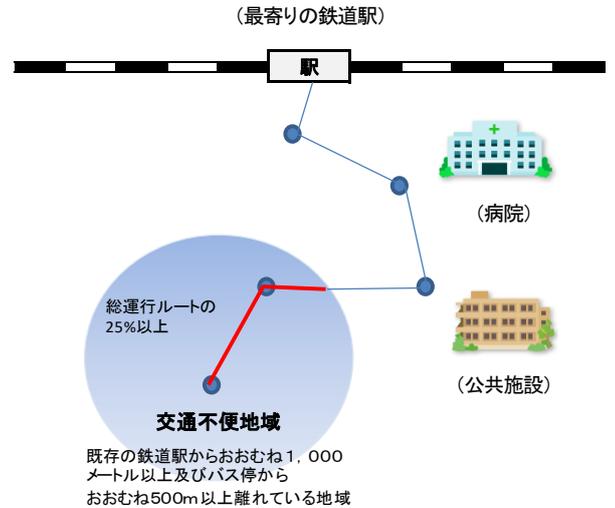
- 原則、総運行経路に占める交通不便地域の割合（距離）を概ね25%以上とする。

【狭隘道路や高低差を含む地域については個別に判断します。】

- 原則、運行経路は、交通不便地域と既存の鉄道駅又はバス停と結節する。

※運行経路の近隣に商業施設、病院、公共施設等がある場合は、これらを経由地として検討してください。

- 既存バス路線との競合は避ける。

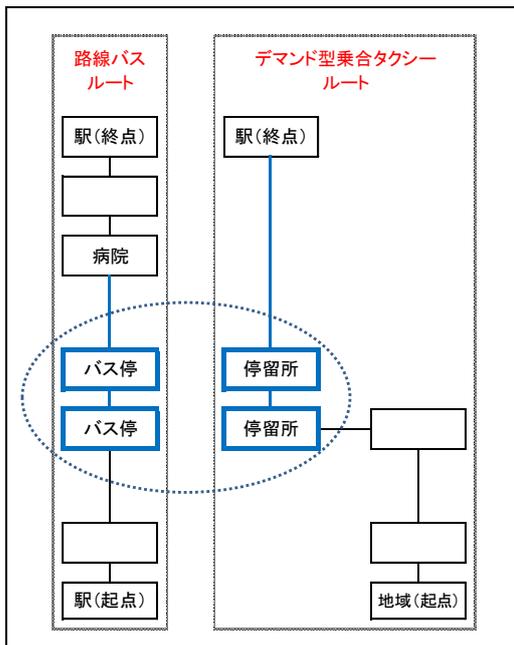


～路線バスとの競合について～



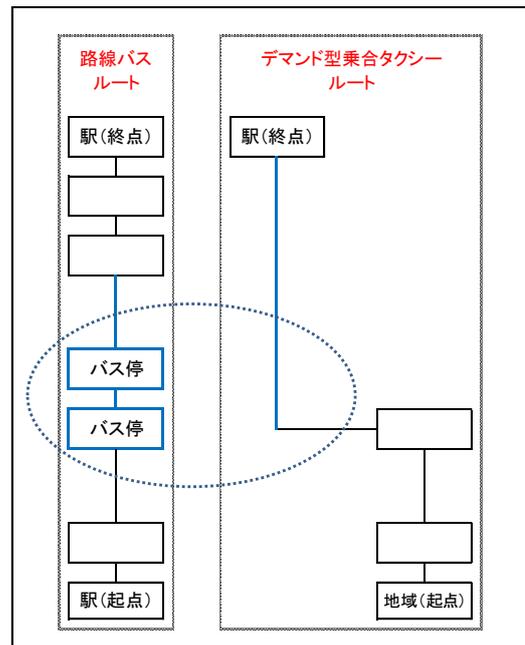
#### 運行経路が重なり「競合」と考えられるケース

(重複するルート上で乗降させることで、既存バス路線の利用者を奪う恐れあり)



#### 運行経路は重なるが「競合」とまで言えないケース

(重複するルート上での乗降はないが、既存バス路線の事業者との協議が必要)



### 3 需要調査と詳細運行計画の作成

#### ①地域住民等を対象とした需要調査の実施

検討した運行経路案を、地域組織から当該交通不便地域に該当する自治会に公開し、**地域住民等を対象に需要予測のためのアンケート調査を実施してください。**  
※なお、該当する自治会に公開する場合に、導入のメリット、運行経路の考え方、地域の役割等を併せて説明してください。

#### ②詳細運行計画の作成

アンケート調査結果をもとに、運行経路案の見直しを行うとともに、次の事項について、計画を作成してください。

##### 【検討事項】

①利用者数等の想定	・利用者数及び利用時間帯を想定します。
②運行経路	・効率的な運行となるよう運行経路案を修正します。
③便数・ダイヤ	・効率的な便数及びダイヤを設定します。
④停留所の位置	・効率性と安全性を考慮し、停留所の位置等を検討します。
⑤運賃等	・1乗車でのタクシー運賃と、乗合せによる人数等を考慮し、タクシー事業者と運賃について協議します。
⑥採算性の検討	・上記に基づき経常費用、経常収入及び経常損失を算定し、 <b>利用促進費を含め採算性の検討</b> を行います。
⑦フィードバック	・採算性に問題が生じた場合、運行計画の修正を行います。 ・運行計画（運行経路、便数、ダイヤ、運賃）を修正し、再度採算性を検討します。 ※上記検討について、市がサポートしますので、御相談ください。
⑧詳細運行計画の決定	・上記検討を通して、詳細運行計画を決定します。

## 4 地域の合意形成と導入申請

### ①運行計画についての地域の合意形成

運行計画が作成されれば、当該自治会及び運行経路周辺自治会に対し、運行計画を提示し、合意形成を図ります。

当該自治会及び運行経路周辺自治会の合意が得られた場合は、市にデマンド型乗合タクシー導入の申請ができますが、合意が得られない場合は、デマンド型乗合タクシー導入の申請はできませんのでご注意ください。

### ②デマンド型乗合タクシー導入の申請

上記の合意が得られた場合、地域組織は、デマンド型乗合タクシー運営協議会を立ち上げ、次の書類を作成し、市にデマンド型乗合タクシー導入申請を行ってください。

#### 【提出書類】

- デマンド型乗合タクシー運営協議会登録申請書（和歌山市デマンド型乗合タクシー運営補助金交付要綱様式第2号）
- デマンド型乗合タクシー運営協議会規約
- アンケート調査結果

### ③市による申請書の審査

運営協議会から提出されたデマンド型乗合タクシー運営協議会登録申請を受け、市はデマンド型乗合タクシー導入条件を満たすものであるかどうか、また市の方針に合致するものであるかどうかを審査します。

## 5 地域公共交通会議での合意

### ①地域公共交通会議に提案

デマンド型乗合タクシー運営協議会登録申請について、市による審査の結果、問題がなければ、地域公共交通会議に提案します。運営協議会の代表者は、会議への出席を求められた場合は、会議に出席し、運行計画の内容等について説明を行います。

※地域公共交通会議とは（道路運送法令）

地域の実情に合った交通のあり方や導入について検討する会議です。学識関係者、国、県の関係機関、交通事業者、住民代表者、バス協会、タクシー協会等の関係団体が主な構成員となっています。運行計画について、合意がなされた場合のメリットとしては、事業許可等の標準処理期間が短くなること、一般乗合旅客自動車運送事業における運賃及び料金の「上限認可制」が「届出」で足りること等が挙げられます。

### ②地域公共交通会議での運行計画の検討

運営協議会から示された運行計画について、委員により協議が行われます。

【会議で検討される事項】（例示）

- 既存の公共交通機関への影響を検証
- 運行車両の検証
- 道路環境（道路の幅員・勾配等）の確認
- 停留所設置箇所の安全性等の確認
- 運賃設定について適正であるかどうかの検証

### ③地域公共交通会議での合意

委員との協議を重ね、デマンド型乗合タクシー運行の実施の可否について地域公共交通会議で採決されることとなります。議決については、出席委員の3分の2以上の多数で決し、合意が得られれば、市において実証運行の実施に要する予算措置等を行い、実証運行開始準備へと進みます。ただし、予算措置等のタイミングが前後する場合があります。

なお、地域公共交通会議において合意が得られない場合は、問題点を改善し、合意が得られるように運行計画の変更を行い、再度、地域公共交通会議に諮ります。

## 6 実証運行開始準備

### ①運行事業者の選定（市）

市は、適正な選定方法により、運行事業者を選定します。

### ②事業許可申請（事業者）

運行事業者が国土交通省（運輸支局）に事業許可の申請を行います。許可までの処理期間は約2ヶ月間です。

### ③実証運行開始の周知（市・地域・事業者）

運行事業者は、事業許可申請と併行して、時刻表や広報チラシ等の作成を行い、運営協議会と共同して運行する周辺地域への周知を行います。

### ④停留所の設置（市・事業者）

事業許可申請と併行して、運行計画に基づき、停留所の製作など設置にあたっての準備を行います。設置については運行開始の直前に行うこととなります。

なお、運行開始後に停留所の追加設置を行うことは、基本的にはできませんが、運営協議会が負担する場合、また、ルート変更等により収支率の向上が認められる場合、運行経費等に含み設置することができます。ただし、地域公共交通会議での協議が必要となります。

### ⑤タクシー車両及び予約システムの準備（事業者）

タクシー車両及び予約システムについては、運行事業者が準備します。

### ⑥利用者登録手続き（地域）【任意】

予約によって運行するデマンド型乗合タクシーでは、予約の確認や送迎時の連絡のため、利用者をあらかじめ登録しておいたほうがよい場合もあります。利用者登録の有無については地域組織が判断します。利用者登録をする場合、あらかじめ利用者登録の手続きが必要ですので、利用者は利用申請書に必要事項を記入し、地域が利用申請書を取りまとめ運行事業者へ申請します。

## 7 実証運行開始

### ①試験運行開始時期の設定

実証運行の期間は、需要の測定や安全性の確認、地域の状況等を踏まえて設定します。

### ②利用促進活動の実施（市・地域・事業者）

市、運営協議会及び運行事業者は、地域住民にデマンド型乗合タクシーの運行を周知するとともに、継続的な運行ができるよう、協力して利用促進活動を行います。

### ③運行実績の報告（事業者）

運行事業者は、1便ごとの各停留所での乗降者人数を記録し、毎月10日までに前月の状況を市及び運営協議会に報告するものとします。

### ④利用実態調査の実施（地域）

運営協議会は、定期的に利用実態調査を実施し、運行計画の見直し判断を行います。利用実態調査には、市と運行事業者も協力します。

### ⑤本格運行移行への判断（市・地域）

利用実態調査に基づき、本格運行移行への判断を行います。

#### ☆本格運行移行の意思決定

実証運行期間中の利用実績の結果等に基づき本格運行移行の意思決定をし、地域公共交通会議に本格運行移行の報告を行います。

#### ☆運行計画見直しによる本格運行への意思決定

運営協議会・市・運行事業者等により、運行内容（運行経路、運行時間帯等）の見直しを行い、必要に応じて地域公共交通会議の承認を得て計画を変更し、本格運行への意思決定を行います。

## 8 本格運行開始準備

### ①運行事業者の選定（地域）

本格運行での運行事業者については、適正な選定手法により、運行事業者を選定します。その選定された運行事業者と運営協議会が運行に関する委託契約を締結します。

### ②事業許可申請（事業者）

運行事業者が国土交通省（運輸支局）に道路運送法第4条に基づく事業許可の申請を行います。許可までの処理期間は約3ヶ月間で、地域公共交通会議で協議を調えることで約2ヶ月間に短縮できます。

### ③本格運行開始の周知（地域・事業者）

運行事業者は、事業許可申請と併行して、時刻表や広報チラシ等の作成を行い、運営協議会と共同して運行する周辺地域への周知を行います。

### ④停留所の設置（市・事業者）

事業許可申請と併行して、運行計画に基づき、停留所の製作など設置にあたっての準備を行います。設置については運行開始の直前に行うこととなります。

なお、運行開始後に停留所の追加設置を行うことは、基本的にはできませんが、運営協議会が負担する場合、また、ルート変更等により収支率の向上が認められる場合、運行経費等を含み設置することができます。ただし、地域公共交通会議での協議が必要となります。

### ⑤タクシー車両及び予約システムの準備（事業者）

本格運行においても、タクシー車両及び予約システムについては、原則、運行事業者が調達します。

### ⑥利用者登録手続き（地域）【任意】

予約によって運行するデマンド型乗合タクシーでは、予約の確認や送迎時の連絡のため、利用者をあらかじめ登録しておいたほうがよい場合もあります。実証運行の利用実績等から利用者登録の有無を地域組織が判断します。利用者登録をする場合、あらかじめ利用者登録の手続きが必要ですので、利用者は利用申請書に必要事項を記入し、地域が利用申請書を取りまとめ運行事業者へ申請します。

### ⑦補助金の受入れ準備（地域）

運営協議会は補助金を受け入れるための口座を開設し、市に口座登録を行います。本格運行開始時に補助金の交付申請を行います。

## 9 本格運行開始

本格運行では、市が運行経費から運賃収入や寄付金等を控除した残額に補助を行います。運営協議会及び運行事業者は、継続的な運行が見込めるよう、協力して利用促進活動に努め、定期的に利用実態調査を実施し、市に運行実績の報告を行うものとします。

次年度の継続運行については、デマンド型乗合タクシーの利用状況から継続が可能かどうかを考慮し、基本的に運営協議会が判断します。ただし、市の予算が確保されない場合や、利用者が少なく、持続性がない場合（稼働率5%未満または1便当たり平均乗車人数が1.2人未満）は運行内容の見直しを行います。

【運行継続基準】※起算日は運行開始日とします。

デマンド型乗合タクシーについては、運行継続基準として2年連続、稼働率5%以上かつ1便当たり平均乗車人数が1.2人以上を満たせなかった場合は、原則として、翌年度へ継続運行できません。

☆持続的な運行に向けて☆

沿線住民の交通手段として継続的にデマンド型乗合タクシーを維持していくため、地域の皆様が主体となって、様々な利用促進アイデアを提案・実施していただき、乗車率の向上に努め、「デマンド型乗合タクシー」の維持に努めましょう。

### 【市補助金と継続条件】

例：稼働率5%以上で、1回の運行経費等が1,000円、かつ1乗車1人250円の場合

	一回の運行経費等 1,000円		
【稼働率5%以上】 平均乗車人数が 1.0人の場合	市補助金 750円	運賃収入 250円	1.2人未満 ⇒見直し
【稼働率5%以上】 平均乗車人数が 1.2人の場合	市補助金 700円	運賃収入 300円	
【稼働率5%以上】 平均乗車人数が 2.0人の場合	市補助金 500円	運賃収入 500円	1.2人以上 ⇒運行継続

①稼働率5%以上かつ1便当たり平均乗車人数が1.2人以上を満たせなかった場合は、運行計画を見直し、利用啓発を実施してください。

②運行継続条件を2年連続で達成できない場合は、原則として継続運行できません。

※起算日は運行開始日とします。

## ※ガイドラインの見直しについて

本ガイドラインについては、社会経済の状況や地域構造などの変化に対応するため、今後、必要に応じ、概ね5年ごとに見直しを図ります。

### 和歌山市デマンド型乗合タクシー導入ガイドライン

平成30年4月発行  
平成31年4月一部改正  
令和5年10月一部改正

編集・発行 和歌山市都市建設局都市計画部交通政策課  
〒640-8511 和歌山市七番丁23番地  
TEL 073-435-1016